

## ローカル10,000プロジェクト(国庫補助事業) Q&A

番号	質問	回答
<b>Q1制度全般に関する質問</b>		
Q1-1	事業の必須要件は何か。	以下の5つが必須要件です。 ①地域密着型(地域資源の活用) ②地域課題への対応(公共的な課題の解決につながる事業であること) ③地域金融機関による融資等 ④新規性(事業者にとって新規事業であること) ⑤モデル性(地域の中で前例がなく、同様の課題を抱える自治体へ展開可能な事業であること)
Q1-2	地域資源の活用とは具体的に何か。	事業を実施する地域ならではの(地域固有)の資源を活用する必要があり、例えば、農林水産物などの地元産品や、伝統産業などの地域の歴史文化などが挙げられます。 なお、耕作放棄地や歴史的建造物ではない単なる空き家など、地域固有のものとは言い難い土地や建物、人材等は、本事業においては「地域資源」とは扱っていません。
Q1-3	地域課題への対応(公共的な課題の解決につながる事業であること)とはどういうことか。	交付金事業を実施することにより、少子高齢化の歯止めや地元雇用の創出、観光拠点化などの地域活性化を推進でき、地域の課題の解決につながるということを説明する必要があります。
Q1-4	新規性(新規事業)とは何か。	申請事業が事業者にとって、新規事業である必要があります。 例えば、飲食業を営んでいた事業者が新たに宿泊業に挑戦する等、新たな業態へ進出する場合は想定されます。(既存事業の拡大や延長となるような事業内容は対象となりません。)
Q1-5	事業者は法人である必要があるか。	株式会社が多いですが、一般社団法人やNPO法人等でも可能です。また、漁協や観光協会などの公共的団体でも可能です。なお、事業者が個人事業主や任意団体でも申請可能です。
Q1-6	新規に立ち上げる会社でも申請できるか。	可能です。
Q1-7	地域外の企業や大企業が実施主体となって申請できるか。	事業が要件を満たしていれば申請可能です。
Q1-8	事業の実施期間が複数年度にわたる事業は対象になるか。	事業実施期間は交付決定を受けようとする年度から翌年度末までの最大2年となります。 この場合、事業計画書は事業全体(2年分)で作成いただき、1年目に外部有識者審査会を実施しますが、採択後の交付申請・交付決定、工事等の契約、実績報告・額の確定・支払い等は、1年目事業分と2年目事業分で分けて行います。 工事等の契約を分け、それぞれ実績報告・確認等を行うため、対象経費を各年度で明確に切り分ける(例えば、1年目は設計業務、2年目は建築工事等)必要があります。年度をまたぐ工事契約を締結して1年目は前金払いのみとすることはできません。
Q1-9	国の補助金との重複は可能か。	原則として国の補助金との重複は認められません。ただし、事業として対象経費や収支を完全に切り分けることができる場合は可能です。
<b>Q2対象経費に関する質問</b>		
Q2-1	対象経費は何か。	施設整備費、機械装置費、備品費、地域の大学と連携する場合の調査研究費です。 (事業目的に合致しないもの、振込手数料、各種申請関連経費、収入印紙、各種保険料及び事業に直接使用したことが特定できない一般事務用品等は対象外となります。また、新規事業のみが対象となりますので、例えば、宿泊事業者が、宿泊+飲食事業の複合事業を新たに行う場合は、飲食事業のみが対象となります。)
Q2-2	ソフト経費は対象に含まれるか。	ソフト経費は交付金の対象に含まれません。 なお、交付金の対象外経費となっている広告宣伝費、商品開発費、事業分析・再構築費については、別途ローカル10,000プロジェクト(地方単独事業)の対象となります。(ただし、特別交付税措置の対象となる経費の上限額は1事業あたり合計200万円。)
Q2-3	対象事業費について下限額はあるか。	下限額はありません。
Q2-4	設備投資だけを計上してもよいか。	差し支えありません。ただし、事業が必須要件(Q1-1参照)を満たしている必要があります。
Q2-5	調達契約時に、見積書は複数社から徴取する必要があるか。	単価50万円(税抜き)以上のものを調達する場合は、原則、事業者又は見積依頼先との間で資本関係のない2社以上から見積を徴取してください。
Q2-6	自社施工やグループ会社からの調達は問題ないか。	事業者自身または100%同一の資本に属するグループ企業、事業者の関係会社から調達を行う場合は、調達価格に含まれる利益を排除して対象経費に算入していただく必要があります。

番号	質問	回答
<b>Q3地域金融機関による融資等に関する質問</b>		
Q3-1	地域金融機関による融資等の対象となる金融機関等は何か。	地域金融機関(第一地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、農業協同組合等)、日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、奄美群島振興開発基金、ふるさと融資を活用する場合の地方公共団体からの融資(ふるさと融資)です。 また、地域活性化ファンドや民間クラウドファンディングも対象となります。
Q3-2	事業実施地に本店や支店のない地域金融機関も対象となるか。	事業実施地の都道府県内に本店又は支店を有する地域金融機関(第一地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合等)が対象となります。
Q3-3	メガバンクは対象の金融機関として認められるか。	認められません。なお、信金中央金庫や農林中央金庫、商工組合中央金庫も対象外です。
Q3-4	複数の金融機関による協調融資は可能か。	可能です。
Q3-5	金融機関の融資とファンドの出資をセットで行うことも認められるか。	認められます。
Q3-6	地域金融機関による融資等に、つなぎ融資は含まれるか。	含まれません。基本的には、証書貸付による長期融資が対象となります。 つなぎ融資を借り入れる場合、交付金事業に対応する融資とは契約を分けていただき、当該つなぎ融資額は事業計画書に計上しないでください。
Q3-7	金融機関からの融資について、担保付き融資でも良いか。	原則担保は設定のない無担保融資が対象です。ただし、交付金事業により取得する財産(新築または購入)に対してであれば設定可能です。なお、古民家等を既に保有しており、本交付金事業で改修のみ行う場合、当該建物は担保設定の対象となりません。
Q3-8	建物への担保設定をする場合に、底地に対しても担保設定してよいか。	原則、土地を担保設定の対象とすることはできません。ただし、土地もセットでなければ建物への担保設定が認められない事情がある場合には、個別に総務省へご相談ください。
Q3-9	担保は根抵当でもよいか。	普通抵当のみ可としています。
Q3-10	担保権を設定する際に必要な手続はあるか。	交付金事業により取得した財産へ担保権を設定する場合は、交付決定後、担保権設定前に総務省に対して財産処分の申請を行い承認を得る必要があります。
Q3-11	金融機関からの融資について、保証付き融資でも良いか。	保証は設定可能です。ただし、金融機関による経営者保証は認められません。
<b>Q4申請手続に関する質問</b>		
Q4-1	交付決定までの流れを教えてください。	①自治体から総務省へ事業計画書の内容について事前相談 ②自治体から総務省へ事業計画書・見積書等を提出(申請) ③総務省で内容確認 ④外部有識者審査会実施 ⑤総務省において採択の内定 ⑥総務省から自治体へ内示 ⑦自治体から総務省へ交付申請書提出 ⑧総務省から自治体へ交付決定
Q4-2	申請してから交付決定までどれくらいの期間がかかるか。	原則2~3か月で交付決定を行います。ただし、審査の状況等によりそれ以上かかる場合もあります。
Q4-3	事前相談とは何か。	事業実施に向けて、自治体・事業者・金融機関間での調整が進み、ある程度事業計画書の記載ができた段階で、申請(Q4-1②)を行う前に自治体から総務省へ事業計画書を提出いただくことを指しています。 事前相談では、事業が必須要件(Q1-1参照)を満たしているか等について、総務省内で事前確認をさせていただきます。 なお、事前確認の結果にもよりますが、事前相談から申請(Q4-1②)に到達するまで時間を要する場合がありますので、早めのご相談をお願いします。
Q4-4	申請の締切はいつか。	締切は設定しておらず、随時受付を行っています。準備が整った段階で自治体から総務省へ申請してください。
Q4-5	申請までに自治体の予算措置は必要か。	自治体における予算措置は、必ずしも事前に済んでいる必要はありませんが、国の交付決定後速やかに事業着手できるよう留意してください。
Q4-6	総務省への申請は誰が行うのか。	申請者は自治体になりますので、事業実施場所の自治体から申請いただくこととなります。
Q4-7	自治体とは市町村なのか、都道府県なのか。	事業実施場所の所属する自治体であれば、市町村でも都道府県でも申請可能です。
Q4-8	融資等の契約は、申請前でもよいか。	融資の契約・実行日は、交付決定日(国から自治体)から事業完了日(自治体から事業者への支払日)までの間に行われる必要があります。

番号	質問	回答
Q4-9	事業の事前着手は可能か。	<p>原則、交付決定後に着手する経費が対象です。ただし、やむを得ない事情がある場合に限り、交付決定前着手届を提出することで交付決定前の事業着手が可能です。          なお、事前着手を予定している場合は必ず総務省へご相談ください。</p> <p>【やむを得ない事情として想定される事由例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・改修対象の建物について競合他者がいるため、交付決定前に早期に購入しなければ事業が実施できなくなる場合</li> <li>・導入する機械装置等が海外からの輸入品で納品までに相当の期間を要するため、年度内に完了するためには交付決定前に発注する必要がある場合</li> </ul>
Q4-10	交付決定前着手届はいつ提出すればよいか。また、最短いつから着手可能か。	交付決定前着手届は、事業計画書と一緒に提出いただけます。総務省で内容を確認し、問題ないと認められれば着手が可能です。
Q4-11	総務省から概算払いを受けることは可能か。	原則として精算払いのみとなりますが、概算払いを受けないと事業実施できない事情があれば、総務省にご相談ください。
Q4-12	融資決定証明書を金融機関及びふるさと財団が出していないと自治体は申請できないのか。	融資見込みで申請は可能です。ただし、申請までには、金融機関から融資について了解を得ている状態まで調整をお願いします。
<b>Q5交付決定後の手続に関する質問</b>		
Q5-1	交付決定後、事業計画に変更が生じた場合に必要な手続は何か。	融資額の減額や、交付対象経費の各区分(施設整備費、機械装置費、備品費、調査研究費)の金額変更(交付対象総額の10%以内の流用増減は手続不要)など、事業計画に変更が生じた場合は、交付要綱第13条の規定に基づき、事前に事業計画の変更手続が必要です。
Q5-2	事業開始後、事業の状況を報告する必要はあるか。	事業開始後は、事業実施計画書に記載した「事業化後のフォロー体制」とおり、関係者に事業報告いただき、事業の継続性確保のために助言・フォローいただくこととしています。また、交付要綱第22条の規定に基づき、事業完了の翌年度から5年間は国に収益状況を報告いただくとともに、交付決定の翌年度から10年間は国が行うフォローアップ調査に回答いただけます。
Q5-3	交付金事業により取得した財産を処分することとなった場合に必要な手続は何か。	財産の種類ごとに定められた期間を経過するまでの間に処分(交付金の目的外使用、譲渡、交換、貸付、担保設定、取壊し)することとなった場合には、交付要綱第21条の規定に基づき、事前に承認手続が必要です。